

議案第 67 号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めらる。

記

住 所 東京都墨田区業平一丁目 6 番 3 - 1 4 1 4 号

氏 名 坂 根 慶 子

生年月日 昭和 25 年 6 月 2 日

所属政党 無所属

（提案理由）

平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

坂 根 慶 子 略 歴

現住所 東京都墨田区業平一丁目6番3 - 1414号

生年月日 昭和25年6月2日

学歴 早稲田大学教育学部卒業(昭和49年3月)

東洋大学大学院文学研究科修士課程修了(平成9年3月)

職歴等 東海大学留学生教育センター非常勤講師(昭和55年4月 - 現在)

東京経営短期大学経営総合学科非常勤講師(平成10年3月 - 現在)

中央学院大学法学部非常勤講師(平成18年4月 - 現在)

墨田区行財政改革推進委員会委員(平成14年7月 - 平成17年3月)

すみだ女性センター運営委員会委員(平成11年4月 - 平成13年3月、
平成17年4月 - 現在)

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162号)

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

破産者で復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。